

四日市港管理組合しゅんせつ土砂受入要領

(趣旨)

- 1 この要領は、四日市港管理組合しゅんせつ土砂受入要綱（以下「要綱」という。）に規定する事務の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(しゅんせつ工事)

- 2 要綱第1条に規定する管理組合以外の者が行うしゅんせつ工事については、次の者が施行する工事を対象とする。
 - (1) 国または地方公共団体等
 - (2) 四日市港港湾区域内において水域占用の許可を受けた者

(受入基準及び検定試験の実施等)

- 3 要綱第3条に規定する受入基準及び検定試験の実施等については、次のとおりとする。
 - (1) 化学的性状に係る試験方法及び試料土砂の採取方法
 - ① 試験試料の採取にあたっては、申請工事単位毎に工事対象水域において4kmメッシュ毎（工事対象水域が4kmメッシュ未満の場合を含む。）に採取地点を1地点以上設定するものとする。

ただし、河口部等の堆積底泥の分布状況が変化しやすい場所等においては、管理者の判断により必要に応じて地点を増加するものとする。

なお、試料採取地点の設定については、あらかじめ協議するものとする。
 - ② 採泥方法及び分析方法は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月17日環境省告示第14号）とする。

ただし、ダイオキシン類の含有量は「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（平成21年3月環境省水・大気環境局水環境課）に定める方法とする。
 - ③ 計量を行う事業者は、計量法に定める計量証明の事業の登録を受けていること。
 - (2) 検定試験表（計量証明書）提出方法
 - ① 全てのしゅんせつ土砂について、その工事に係る受入申込書に採取者（第三者機関）が作成した「検定試験表（計量証明書）」及び「試料採取位置を記入した工事平面図」を添付すること。
 - ② 検定試験及び試料採取は、土砂搬入申込前3か月以内に第三者機関が行うこと。
 - ③ 「検定試験表（計量証明書）」及び「試料採取位置を記入した工事平面図」に、採取責任者名、検定試験者名（環境計量士等）、会社名及び採取年月日を明記し、押印すること。

(申し込み等)

4 要綱第4条に規定する申し込みについて、次のとおりとする。

(1) しゅんせつ土砂を搬入しようとする者

- ① 国または地方公共団体等
- ② 四日市港港湾区域内において水域占用の許可を受けた者

(2) 提出書類

- ① しゅんせつ土砂受入申込書（第1号様式）
- ② 添付書類

工事概要、施工位置図、施工平面図、横断面図、工程表、深淺測量図、土量計算書、検定試験表（計量証明書）、揚土用作業船設置位置図、排砂管設置位置図及び工作物詳細図、運搬ルート図、海上作業のための四日市海上保安部及び付近企業等との調整済み資料、その他管理者が求めるもの

(着工届)

5 要綱第5条に規定する着工届について、次のとおりとする。

(1) 提出書類

しゅんせつ土砂受入着工届（第3号様式）

(2) 届出時期

揚土用作業船及び排砂管を設置しようとする前に届け出ること。

(承諾事項の変更)

6 要綱第6条に規定する承諾事項の変更について、次のとおりとする。

(1) 提出書類

- ① しゅんせつ土砂受入変更申込書（第4号様式）
- ② 添付書類

変更内容を証明できるもの

(2) 提出時期

承諾された内容（工事内容、期間等）に変更が生じることが判明した時は、直ちに変更の届出を行うこと。

(受入量の決定)

7 要綱第7条に規定する受入量の決定について、次のとおりとする。

(1) 提出書類

① しゅんせつ土砂受入土量確認報告書(第6号様式)

② 添付資料

施工前の深浅測量図、施工後の深浅測量図、土量計算書、
その他管理者が求めるもの

(2) 提出期限

搬入完了後、5営業日以内に提出すること。

(完了届)

8 要綱第7条に規定する完了届について、次のとおりとする。

(1) 提出書類

しゅんせつ土砂受入完了届(第8号様式)

(2) 届出時期

受入土量の承認を受け、管理組合に現地立会を要請し、搬入土砂及び排砂管等の現場確認を行った後、速やかに届け出ること。

(受入料金)

9 要綱第8条に規定する受入料金について、次のとおりとする。

(1) 受入料金

受入料金はしゅんせつ土砂受入土量承諾書の交付後、一括納付とする。

(2) 納入期限

納入期限は、納入通知書の発行から起算して25日以内とし、納入通知書に記載される日までとする。

(3) 受入料金は、埋立地に受け入れる1㎡あたりの料金を定めたものであり、しゅんせつ工事、揚土、圧送及び搬出等にかかる費用は含まない。

(その他)

10 この要領に定めのない事項については、必要に応じて管理者と搬入者とが協議して定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。